

地域で安心して暮らすために最低賃金の引き上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

我が国においては、令和4年における非正規労働者の割合が、労働者全体の36.9%という高い水準を占め、この数値は、前年の令和3年に比べてさらに0.2ポイントも上昇している。また、世帯所得の全世帯の中央値が440万円であるのに対し、年収200万円未満で働く労働者も依然として1700万人を超える状況にある（「令和3年国民生活基礎調査」（厚生労働省）「令和4年度労働力調査結果」（総務省統計局））。

このように、収入格差が社会問題化している我が国の状況においては、最低賃金制度のセーフティーネットとしての機能を実効的なものとさせ、少なくとも、労働者が最低賃金でフルタイム働けば、それだけで安心して暮らせる賃金水準にすることが必要である。

しかしながら、令和4年の最低賃金の全国平均は961円にとどまり、長野県はそれを大きく下回る908円となった。仮に、全国平均の時給961円で、法定労働時間（1日8時間、週40時間）で年52週働いたとしても、年収199万8880円にしかならない。

これに対し、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費について、労働者が普通の生活を送るために最低必要と考えられる費用（最低生計費）を試算したところ、その金額は月額22～24万円となるとする調査結果もある。月額22～24万円という水準は、月に173.8時間働くと仮定した場合、時間給に換算すると1300円～1400円に相当し、令和4年の最低賃金の全国平均である961円を大幅に上回る。

また、地域間格差は依然として解消されておらず、最も高い東京の時給1072円に対し、沖縄県等最も低い地域の時給は853円であり、219円もの開きがある。新型コロナウイルス感染症の拡大により、都市部への過度の人口や企業の集中が大きナリスクであることが顕在化し、地方の再生と活性化の重要性が改めて浮き彫りとなった。そのため、最低賃金の地域間格差も見直し、高水準での全国一律最低賃金制度を実現する必要性も高い。

一方で、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を懸念する意見があり、円滑な企業運営ができるよう配慮することも必要である。特に、中小企業にとって大きな負担となっている社会保険料の事業者負担を減免することや元請け企業と中小下請け企業間において、これまで以上に公正な取引が確保されるようにするなど、さらなる中小企業支援策を講じることが急務である。

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したが、労働者、住民は、依然として、日々不安の中で暮らして

いる。特に不安定な労働条件にある非正規労働者においては、休職を余儀なくされたり、職を失ったりした者も多く、極めて深刻な事態に陥っており、早期に最低賃金の引き上げがなされるべきである。

以上より、当会は、国に対し、全国一律最低賃金制度の実現と中小企業への十分な支援策を講じるよう求めるとともに、地域で安心して暮らせるだけの最低賃金の実現に向け、中央最低賃金審議会及び長野地方最低賃金審議会に対し、最低賃金の引き上げを答申すべきことを求める。

2023年（令和5年）6月15日

長野県弁護士会

会長 山 岸 重 幸